

春日部市男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例

春日部市男女共同参画推進審議会条例（平成１７年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

- （１）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（委員） 第３条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。	（委員） 第３条 審議会は、委員 <u>18人</u> 以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成２３年１２月１日から施行する。